

●香川県公告第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十四年香川県公告第二百二十六号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ大野店
香川郡香川町二四九九一ー一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により香川町から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物保管施設は十分な容量と密閉性を確保した構造とすることにより、悪臭や散乱の防止に努めるとなっているが、設置場所が南側隣家に接しているため、隣家より苦情があった時は、迅速な対応を行うこと。
 - 2 建築完了後の開店以後における、開店前に予測できなかった近隣からの苦情等についても、可能な限り対応を行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - 1 意見書を提出した者
香川町商工会
 - 2 意見の概要
 - 一 当該店舗の南に位置する駐車場は、午後十時をもって閉鎖すべきと考える。理由として、十時以降から深夜まで照明された場合、近隣の住民の安眠の妨げとなる恐れがあること、また、店舗から一つの建物を隔てた位置であるため、深夜に青少年の集合場所となる可能性あるため。
 - 二 店舗の出入口には右折禁止の立て看板を設置するとの事であるが、至近距離に信号機設置の交差点があり、交通事故の発生可能性が高いことから、警備員の常設を行い、徹底した右折禁止を実行する事を求める。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
香川町役場経済課
 - 2 縦覧期間
平成十四年九月二十四日（火曜日）から同年十月二十四日（木曜日）まで